

静岡市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の概要

第1章 計画の基本的事項

【計画策定の背景】

本市では市民、事業者、行政が一体となり、地球温暖化対策を総合的に推進していくため、「静岡市地球温暖化対策地域推進計画(やらざあ静岡! 温暖化防止大作戦)」を平成20年3月に策定し、取組を進めてきました。
 一方、市役所が一事業者として、率先して温室効果ガスの排出抑制を推進するため、市の事務・事業に伴って排出される温室効果ガス排出量の削減計画である「静岡市地球温暖化対策実行計画」を平成18年3月に策定し、地球温暖化対策に取り組んできました。
 今般、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、「温対法」という。)(改正(平成20年6月施行)を受け、市の事務・事業に伴い排出される温室効果ガス排出量の削減計画を見直し、「静岡市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」として策定します。

【関連計画等】

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(以下、「省エネ法」という。)(改正(平成22年4月施行)により、地方公共団体も自らの事務・事業の活動について、エネルギー使用量が一定規模以上の場合に、事業者として国にエネルギー使用状況と削減計画を届け出ることが義務付けられ、本市は、市長部局(病院を含む)、上下水道局、教育委員会が特定事業者として指定を受けました。
 本計画は、省エネ法に基づく削減計画である中長期計画書、ごみ処理及び生活排水処理の基本計画である静岡市一般廃棄物処理基本計画(平成22年3月改定)、静岡市下水道における地球温暖化防止実行計画(平成23年3月策定)との整合性を図り、連携して取り組みます。

【計画の概要】

目的	市が自らの事務・事業に伴い排出する温室効果ガスを削減するため、率先して地球温暖化対策に取り組むこと。
位置付け	第2次静岡市総合計画(平成22年3月策定)に掲げる「環境低負荷型都市の建設」 静岡市環境基本計画(平成18年3月策定)に掲げる「地球環境保全への積極的参加」
計画期間	平成23年度から平成27年度までの5年間。
基準年度	平成21年度。(活動量が適切に把握できる年度を設定)
対象となる範囲(組織・施設)	市が行う全ての事務・事業(廃棄物処理事業や上下水道事業、消防、病院を含む)。 市が所有する全ての施設(公用車等の附属物や指定管理者制度により管理運営する施設を含む。)
対象となる活動	エネルギー(電気・燃料(ガス・油類・ガソリン等)・熱)の使用、一般廃棄物や汚泥の焼却、下水・し尿の処理、自動車の走行等。

第2章・第3章 温室効果ガスの排出状況と削減目標

平成15年度(前計画基準年度)
 温室効果ガス総排出量(CO₂換算値) 229,997 t-CO₂

温室効果ガスの主な排出要因(平成21年度)

- ①一般廃棄物の焼却(50.2%) ②電気使用(34.4%) ③燃料使用(7.6%)

基準年度(平成21年度)
 温室効果ガス総排出量(CO₂換算値) 256,487 t-CO₂

[総排出量目標] 平成27年度を目標に、平成21年度比で5%以上削減する

[重点目標] 電気使用量を5%以上削減する / 燃料使用量を5%以上削減する

削減目標達成に向けて重点的に取り組む3つの柱

- 省エネルギーの推進
エネルギーの見える化による削減行動など
- 新エネルギーの導入
太陽光発電設備・木質バイオマスボイラー設備の導入など
- ※新たな削減方策
ESCO事業の導入可能性検討、設備更新計画の策定検討など

施設分類	排出要因	現状と課題	平成15年度 前計画基準年度	増減	平成21年度 基準年度
			総排出量		総排出量
事務系施設 (庁舎・学校・図書館など)	エネルギー(電気・燃料等)の使用	事務系施設では、電力使用による二酸化炭素排出量が79.5%を占めており、次いで都市ガスが14.0%を占めています。照明設備等の高効率化(ハード面の対策の推進)を図るとともに、見える化等ソフト面の対策により、電力使用量の削減を必要とされています。	35,559t-CO ₂	27%	45,205t-CO ₂
廃棄物処理施設	エネルギー(電気・燃料等)の使用	廃棄物処理施設では、ごみ処理に伴う二酸化炭素の排出が94.3%を占めています。ごみ総排出量は4Rの推進により、一定の効果は得られていますが、今後も資源化に向け継続した取組が重要となります。	122,078t-CO ₂	12%	136,601t-CO ₂
	一般廃棄物の焼却し尿処理等	ごみ処理に伴う二酸化炭素の排出が94.3%を占めています。ごみ総排出量は4Rの推進により、一定の効果は得られていますが、今後も資源化に向け継続した取組が重要となります。	122,078t-CO ₂	12%	136,601t-CO ₂
事業系施設	エネルギー(電気・燃料等)の使用	下水道施設では、電力使用による二酸化炭素排出量が51.0%を占めており、次いで汚泥処理に伴う排出が25.0%を占めています。下水道の整備に伴い、下水道処理区画面積や下水処理量が増加しています。設備の運転管理の見直し等により二酸化炭素排出量の増加を抑えたい必要があります。	41,548t-CO ₂	-2%	40,575t-CO ₂
	下水処理 下水汚泥の焼却	下水道施設では、電力使用による二酸化炭素排出量が51.0%を占めており、次いで汚泥処理に伴う排出が25.0%を占めています。下水道の整備に伴い、下水道処理区画面積や下水処理量が増加しています。設備の運転管理の見直し等により二酸化炭素排出量の増加を抑えたい必要があります。	41,548t-CO ₂	-2%	40,575t-CO ₂
その他施設 (病院・消防・水道施設)	エネルギー(電気・燃料等)の使用	事業系施設(その他施設)では、電力使用による排出が83.3%を占めており、次いで都市ガスによる排出が15.4%を占めています。この分野の対象施設(病院・消防・水道)の活動等においては、以下の理由により、温室効果ガス総排出量の大幅な削減は難しいと考えられます。 病院・・・特殊機器の使用による部分が大きい 消防・・・市民生活の安全確保の観点 水道・・・安定給水確保のため配水施設等の建設が計画されている	28,853t-CO ₂	11%	31,950t-CO ₂
	燃料の使用 排気ガスの排出等	公用車については、従来車への更新に加えて、利用に関する取組やエコドライブの周知を図ることによって削減を図っていく必要があります。	1,959t-CO ₂	10%	2,156t-CO ₂
計			229,997t-CO ₂	12%	256,487t-CO ₂

平成27年度<目標年度>			
総排出量	削減目標	削減率	削減率
42,945t-CO ₂	5%減(21年度比)	5%減(原単位:基準年度)	省エネ法(エネルギー消費原単位を年1%低減)
120,633t-CO ₂	12%減(21年度比)	5%減(原単位:基準年度) 12%減(21年度比)	省エネ法(エネルギー消費原単位を年1%低減) 一般廃棄物処理基本計画
43,736t-CO ₂	8%増(21年度比)	5%減(原単位:処理水量)	下水道における地球温暖化防止実行計画 省エネ法(エネルギー消費原単位を年1%低減)
33,447t-CO ₂	5%増(21年度比)	5%減(原単位:処理水量) 14%増(21年度比)	省エネ法(エネルギー消費原単位を年1%低減) 5%減(原単位:有排水量)
2,077t-CO ₂	4%減(21年度比)	-	更新実績に基づき試算
242,838t-CO ₂	5%減(21年度比)	13,649t-CO ₂ を削減	

施設分類ごとの主な施策
○省エネルギー ●新エネルギー ※新たな削減方策
○ エネルギー消費量の見える化による削減行動 ● 太陽光発電設備の導入 ● 木質バイオマスボイラー設備の導入 ● ESCO事業の導入可能性検討 ※ 設備更新計画の策定検討
○ 家庭ごみの減量化・資源化の促進 ○ 資源ごみの徹底した分別によるリサイクル率の向上 ● 余熱利用等による発電 ※ 冷熱スラッグの有効利用
○ 設備更新計画に基づく高効率機器への更新 ● 新エネルギー設備の導入検討 ※ 設備の運転管理の見直し(効率的な運転)
○ 空調機器等の高効率機器への更新 ○ 高効率照明器具への更新 ※ エネルギー管理計測の強化
● 新エネルギー設備の導入 ○ 配水ポンプなど設備の高効率機器への更新 ※ 施設運転方法の見直し(効率的な給水システムの構築)
○ エコドライブの推進 ○ 近距離移動における自転車利用の推進 ● 電気自動車など次世代自動車の導入

主な取組(平成15~21年度)

○省エネルギー(ソフト対策)	クールビズ・ウォームビズの導入 / 静岡版「もったいない運動」(4R)の推進
●新エネルギー(ハード設備)	風力発電施設「風電」の建設・稼働 清掃工場における廃棄物発電 公共施設への太陽光発電設備の設置(12基 総出力163kW)
行動指針策定	「静岡市グリーン購入指針」策定 / 「静岡市公共工事環境配慮指針」策定 「静岡市公共建築基準指針」策定 / 「静岡市溶剤スラッグ利用指針」策定

総排出量増加の主な要因(平成15~21年度)

温室効果ガス総排出量の増加量 26,490t-CO ₂	・H15では除いては外部委託による管理施設をH21では新たに対象としたことによる増 ・漏洩計、由此時との合併に伴う施設数の増、移動距離の増 ・駿河区役所の新設による増
対象施設の増減による増加分 15,316t-CO ₂	・H15では除いては外部委託による管理施設をH21では新たに対象としたことによる増 ・漏洩計、由此時との合併に伴う施設数の増、移動距離の増 ・駿河区役所の新設による増
共通の施設での増加分 11,174t-CO ₂	・清掃工場における炭酸塩施設の建設・稼働に伴う増 ・病院施設の増による増

課題

- ・設備等の更新計画が策定されていない
- ・取組による効果が定量的に把握されていない
- ・職員個人の取組状況の把握ができていない
- ・省エネ法対応、環境マネジメントシステムと連動した進行管理が必要

第4章・第5章 取組項目及び進行管理

全庁共通の取組と削減効果例		
主体	取組内容	削減効果
施設	・高効率照明器具(LED照明)の導入	1台あたり50kg-CO ₂ /年の削減
管理部門	・冷暖房を適正温度(冷房28℃・暖房18℃)に設定	1室あたり40kg-CO ₂ /年の削減
所属	・給食前及び昼休みの消灯	1台あたり4kg-CO ₂ /年の削減
個人	・エコドライブ(アイドリングストップ等)の実施	1台あたり304kg-CO ₂ /年の削減
	・マイバッグの持参(レジ袋の削減)	1人あたり6kg-CO ₂ /年の削減

推進体制・進行管理

- 【推進体制】計画の推進及び進行管理は環境局環境創造部環境総務課を事務局とする(仮称)地球温暖化対策実行計画庁内推進委員会にて行う。
- 【進行管理】
 - 省エネ法中長期計画書登録事業の実施状況の確認・改善
 - 環境マネジメントシステムと連動した各課における目標設定と実績管理(設備の更新計画の策定検討等)
 - 職員個人ごとの取組状況把握
 - 進捗状況の積極的な情報公開